

[別紙1]

随意契約理由書

件名	西部処理場 1・2号生汚泥夾雑物分離機補修
契約の相手方	株式会社 日立プラントサービス 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する
随意契約の理由 <p>今回補修を行う夾雑物分離機は汚泥からゴミなどの固形物を除去する設備であり、もし機能不全が発生した場合、処理場の汚泥処理等に支障をきたし下水処理場の機能が損なわれることになる。</p> <p>本補修は、長時間の運転により劣化した夾雑物分離機本体の主要部品等の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回補修を行う夾雑物分離機は、日立機電工業(株)（現(株)日立製作所）により製造・据付された機器であり、本補修を行うためには製造会社しか知りえない技術及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。</p> <p>製造会社である(株)日立製作所は保守点検及び修繕整備部門について、上記業者に業務移管しているため、本補修は上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 641-2400)